

# 認定団体に申請して 研修室を便利に利用しませんか？

市民活動団体やボランティアグループの皆さまがあらかじめ認定を受けると、総合ボランティアセンターの研修室が無料で使えます。

## 認定要件

なお、認定を受けるためには、下記の要件を満たした上で申請をすることが必要です。

- ・非営利公益市民活動を行う団体である。
- ・10人以上のメンバーで構成されている。
- ・市内に主たる事務所等を有する団体である。  
※ただし、「大学生のみで構成される団体」「近年、市内で活動した実績及び市の事業に参画・協力した実績がある団体」の場合は、県内に主たる事務所があれば申請できます。
- ・総合ボランティアセンターの事業や運営に積極的に協力する意思がある。

## 申請方法

以下の書類を総合ボランティアセンターまでご提出ください。

- 使用料の免除にかかる認定団体申請書（様式1号）
- 最新の団体の規約
- 前年度の会計書類
- 会員名簿（10人以上であることが確認できるもの）
- 団体のチラシや広報誌等（活動状況が分かるもの）
- 市内で活動した実績及び市の事業に参画・協力した実績が分かるもの  
（所在地が福井市外の団体のみ）

※様式1号は、当センター窓口までお越しいただくか、右のQRコードを読みとり認定申請様式をダウンロードすることで入手できます。



## 認定スケジュール

認定団体の申請受付：3月1日

認定団体の申請締切：3月末日

認定日：4月1日

※上記以降は、随時受付・認定します。

## 認定の期間

認定の日からその年度の3月31日まで（最長1年）

※次年度も認定を受けたい場合は、改めて申請が必要です。

## 免除の条件

- ・ボランティア活動等のために使用すること。
- ・参加費の徴収や販売を行わないこと。
- ・原則10人以上で使用すること。  
※ただし、内容に応じて10人未満でも対象

ご不明な点はお気軽にお問合せください！